

公立大学法人青森公立大学手数料規程

平成21年4月1日
規程第96号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学(以下「法人」という。)における手数料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 特定の者が、その利益のため必要とする証明書の交付を法人から受けようとするときは、別表に定める手数料を徴収するものとする。

(徴収の時期)

第3条 手数料は、証明書の交付の際に徴収する。

(徴収の免除)

第4条 理事長は、公益上の理由その他特別の理由がある場合は、手数料を免除することができる。

(手数料の徴収の免除)

第5条 前条に規定するその他特別の理由がある場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 法令の規定により、法人において事務執行の義務を有する場合
- (2) 官公庁がその職務上必要とする場合
- (3) 青森公立大学に在学することにより必要とする場合
- (4) その他手数料を徴収しないことが適当である場合

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	金額
在学に関する証明	1件につき300円
身分に関する証明	
成績に関する証明	
卒業又は修了に関する証明	
単位の修得に関する証明	
その他の証明	